

## 5月は「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」です

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成される首都圏自転車安全利用対策協議会では、5月を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」とし、自転車の安全利用を促進する実効性のある取組として、一斉に啓発活動を実施します。

川崎市では、自転車の安全利用を促進するため、市内各所で啓発活動を実施します。

### 各区の取組等

各区において、チラシや啓発物を配布し、自転車の安全利用を呼び掛ける自転車マナーアップキャンペーン等を実施します。各区の実施内容は別紙「各区・地区キャンペーン等一覧」を参照ください。

また、本市独自の取組として、自転車交通事故多発地域※を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。

※市内では、川崎区・幸区・中原区・高津区・多摩区の5区が指定されています(令和8年度)。

### 今年度の重点項目

- (1) 新たな自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進
- (3) 自転車のヘルメット着用の推進
- (4) 自転車損害賠償責任保険等の加入促進



自転車の安全運転を呼び掛けます。

### 自転車の交通違反に対して

#### 「青切符」が適用されるようになりました！

【令和8年4月1日改正道路交通法施行】

交通ルールの遵守を図るため、自転車の一定の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されました。

#### 【概要】

1. 自転車の悪質・危険な違反に**青切符**が適用
2. 対象は**16歳**以上
3. 対象となる違反行為は**100種類**以上



ルールを守って、確実な安全確認を！

### 守りましょう！自転車の基本的な通行ルール

#### 「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



問合せ先

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 石床  
電話 044-200-2354 (内線26301)

## (別紙)各区・地区キャンペーン等一覧

※キャンペーンの詳細については、各区役所・支所へ直接問合せください。

区・地区名	キャンペーン名等	実施予定日 (2026年5月)	実施場所	概要	問合せ先
川崎区 中央地区	自転車マナーアップキャンペーン	5月22日(金)	川崎駅北口・京急川崎駅前周辺	警察官による自転車利用者への交通ルール指導及び交通ルールの遵守並びにマナーの向上を呼びかけながら、啓発物を配布。	川崎区役所危機管理担当 鈴鹿 電話:044-201-3112 内線:61360
川崎区 大師地区	地域巡回広報活動	5月11日(月)	川崎区大師地区管内	公用車で音源を流し、自転車のマナーアップを呼びかける。	川崎区役所大師支所 松山 電話:044-271-0134 内線:71000
川崎区 田島地区	小学校PTA及び保護者等への啓発物配布	期間中	小田小学校・浅田小学校・東小田小学校・さくら小学校・大島小学校	歩行・自転車交通安全教室開催時に参加されたPAT等向けにチラシを入れた啓発物を配布する。	川崎区役所田島支所 川戸 電話:044-322-1965 内線:71200
	地域巡回広報活動	期間中	川崎区田島地区管内	車両を使った広報活動を行う。	
幸区	自転車マナーアップキャンペーン	5月20日(水)	鹿島田駅前(かしま駅前通り)	自転車利用者のマナーアップを目的に、チラシと啓発物を配布して自転車事故防止と交通安全を呼びかける。	幸区役所危機管理担当 弓場 電話:044-556-6658 内線:62361
中原区	自転車マナーアップキャンペーン	5月7日(木)	JR武蔵中原駅北口周辺	一日を通して通行量の多いJR武蔵中原駅北口周辺において、交通ルールの遵守、マナーアップ等を周知するため、チラシ等の配布活動を実施する。	中原区役所危機管理担当 倉又 電話:044-744-3158 内線:63358
	朝の自転車マナーアップ強化週間	5月11日(月)～ 5月14日(木)	中原区内駐輪場	朝の通勤・通学時間帯に自転車の通行量が多い、中原区内駐輪場において、自転車マナーアップ強化週間と称して毎朝街頭指導・ポケットティッシュの配布活動を実施する。	
	自転車街頭点検	5月25日(月)	ライフ宮内2丁目店	買い物客が多い昼の時間帯において、近隣の自転車販売店と協力してスーパーの駐輪場で街頭点検を実施する。また、昨年度作成した中原交通安全児童指導員による啓発音声、スーパー内で放送する。	
高津区	早朝街頭指導	5月1日(金)	溝口交差点 津田山陸橋交差点 梶ヶ谷交差点	朝の通勤・通学時間帯に幹線道路の主要交差点において、歩行者、自転車利用者、自動車利用者により街頭指導を行う。	高津区役所危機管理担当 小川 電話:044-861-3180 内線:64360
	まちかど交通安全アピール活動	5月15日(金)	サイエンスパーク入口交差点 坂戸踏切脇交差点	通行量の多いまちかどに立ち、通行する歩行者・自転車・車両等に交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進するため、呼びかけを行う。	
	公共施設における広報活動	期間中	高津区役所、橋出張所、プラザ橋、高津市民館、道路公園センター	高津区役所等公共施設におけるポスター掲示により、自転車交通マナーアップの普及啓発を行う。	
宮前区	県民交通安全の日交差点監視	5月8日(金)	野川小学校入口交差点	歩行者・自転車利用者に対して、のぼり旗や啓発物の配布、街頭広報等により、自転車の運転マナーの向上と交通ルールの遵守を呼びかける。	宮前区役所危機管理担当 戒田 電話:044-856-3146 内線:65356
	高齢者交通安全の日交差点監視	5月15日(金)	鷺沼駅前(宮前地区) 神木本町交差点(向丘地区)	歩行者・自転車利用者に対して、のぼり旗や啓発物の配布、街頭広報等により、自転車の運転マナーの向上と交通ルールの遵守を呼びかける。	
	のぼり旗の掲出による啓発	期間中	宮前区役所 向丘出張所	宮前区役所、向丘出張所において、のぼり旗を掲出し、来庁者に対し自転車の交通安全を呼びかける。	
多摩区	自転車マナーアップキャンペーン	5月1日(金)	中野島駅	自転車乗用の交通ルール・マナーの遵守を訴えるキャンペーンを実施します。	多摩区役所危機管理担当 渡會 電話:044-935-3127 内線:66360
	自転車マナーアップキャンペーン(駐輪場)	期間中	管理事務所のある多摩区内駐輪場(8か所)	自転車乗用の交通ルール・マナーの遵守を訴えるため、管理事務所のある区内駐輪所に、契約更新者への啓発チラシや傘差し運転防止用のレイアウトの配布を依頼する。	
	区内の掲示板等を使用した広報活動	期間中	協力団体の掲示板及び窓口	ながら運転禁止等の自転車乗用の交通ルール・マナーの遵守を訴えるため、各協力団体へポスターの掲示を依頼し、多摩区内全域での交通安全意識の向上へ繋げる。	
	区内学校の自転車ルール・マナー啓発ポスターの掲示	期間中	多摩区内小学校・中学校・高校・大学	学生の自転車事故防止や自転車保険加入促進を図るため、多摩区内の学校に依頼してポスターを掲示。	
	保育園・幼稚園への自転車ルール・マナー啓発ポスターの掲示	期間中	多摩区内の保育園・幼稚園	園児を送迎する保護者の自転車事故を防止するため、多摩区内の保育園・幼稚園に依頼して新入学園児の保護者への啓発ポスターを掲示。	
	多摩区役所での交通安全標語のぼり旗の展示	5月13日(水)～ 5月18日(月)	多摩区役所1階アトリウム	多摩区内小学校の3年生に募集した自転車ルールやマナーに関する交通安全標語の令和7年度最優秀賞作品が印刷されたのぼり旗を多摩区役所1階アトリウムに展示。	
麻生区	ヘルメット着用促進キャンペーン	5月1日(金)	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第2施設	市営駐輪場の利用者に対して、ヘルメット着用の重要性について周知を行うとともに、啓発物の配布による着用促進の呼びかけを行う。	麻生区役所危機管理担当 青柳 電話:044-965-5372 内線:67362
	自転車マナーアップ強化キャンペーン①	5月7日(木)	オダクル柿生第1～3駐輪場	駐輪場の利用者に対して、啓発物の配布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	
	自転車マナーアップ強化キャンペーン②	5月14日(木)	百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第2施設	市営駐輪場の利用者に対して、啓発物の配布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	
	自転車マナーアップ強化キャンペーン③	5月22日(金)	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第1施設	市営駐輪場の利用者に対して、啓発物の配布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	
	自転車マナーアップ強化キャンペーン④	5月27日(水)	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第2施設	市営駐輪場の利用者に対して、啓発物の配布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	